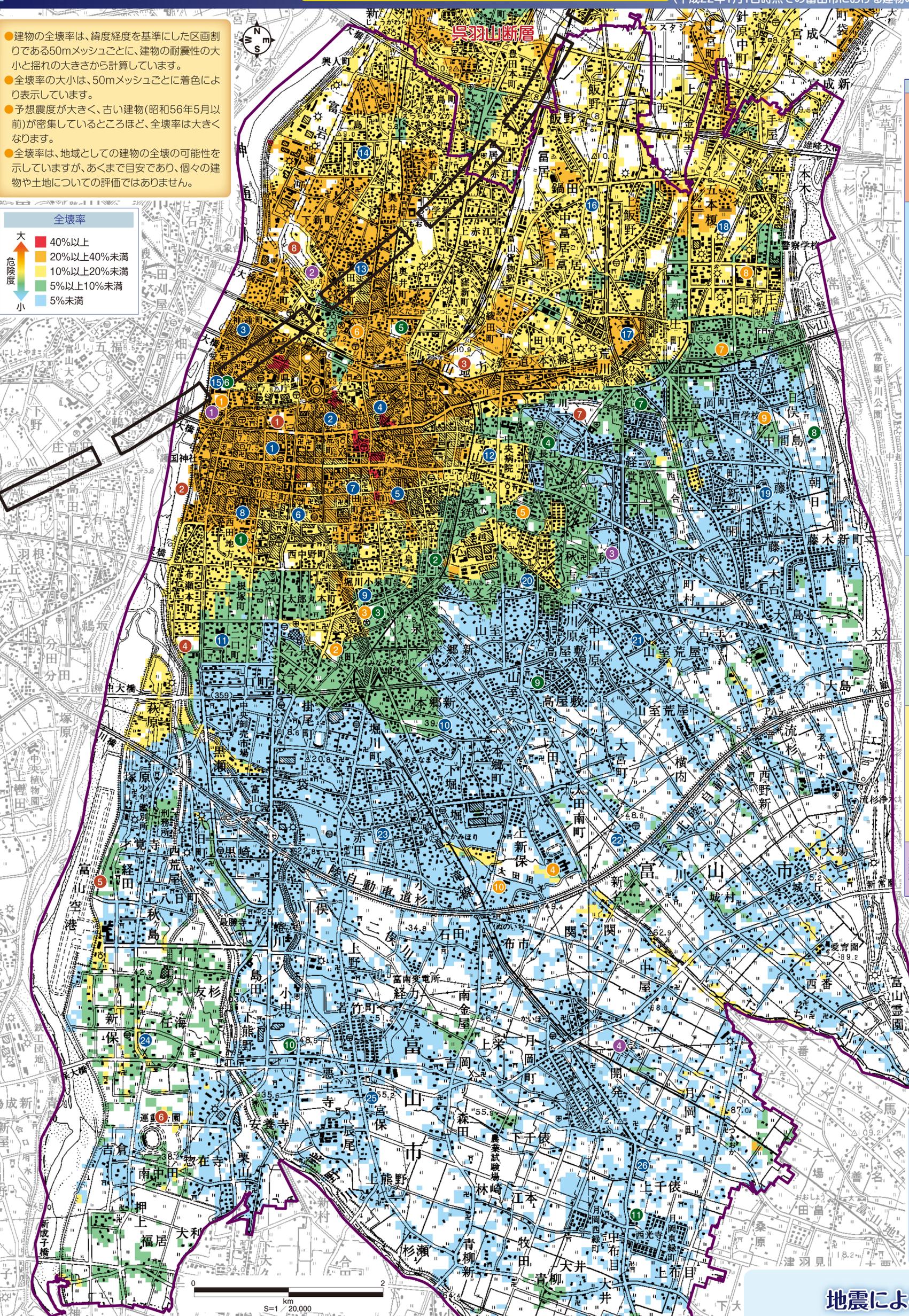
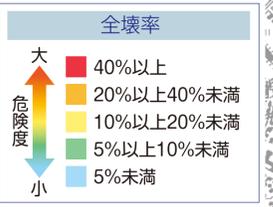


地域の建物危険度マップ 富山地域 | 富山中央・富山東部・富山南部

大規模な地震が発生した場合に全壊する建物の割合(全壊率)を、地域ごとの建物の構造(木造/非木造)・築年次と各地点のゆれの大きさに基づいて算定しました。(平成22年1月1日時点で富山市における建物の状況から推定しました)

- 建物の全壊率は、緯度経度を基準にした区画割りである50mメッシュごとに、建物の耐震性の大小と揺れの大きさから計算しています。
- 全壊率の大小は、50mメッシュごとに着色により表示しています。
- 予想震度が大きく、古い建物(昭和56年5月以前)が密集しているところほど、全壊率は大きくなります。
- 全壊率は、地域としての建物の全壊の可能性を示していますが、あくまで目安であり、個々の建物や土地についての評価ではありません。



避難場所

最寄りの避難場所や避難経路について確認しておきましょう。

区分	名称	電話番号
広域避難場所	1 城址公園	—
	2 神通川緑地	—
	3 稲荷公園	—
	4 布瀬南公園	—
	5 富山空港入港スポーツ緑地	429-7129
	6 富山県総合運動公園	429-8835
	7 城東ふれあい公園	—
	8 富山県富岩運河環水公園	444-6041
第1次避難所	1 旧総曲輪小学校(体育館)	—
	2 日ノ入町小学校(体育館)	—
	3 雄峰高校	441-4951
	4 柳町小学校	441-2071
	5 旧清水町小学校(体育館)	—
	6 旧星井町小学校(体育館)	—
	7 中央小学校	421-6490
	8 西田地方小学校	423-8538
	9 堀川小学校	424-1911
	10 堀川南小学校	423-1124
	11 光陽小学校	425-2277
	12 東部小学校	421-3445
	13 奥田小学校	441-3746
	14 奥田北小学校	432-1415
	15 芝園中学校	441-4638
	16 広田小学校	451-6280
	17 新庄小学校	432-2773
	18 新庄北小学校	452-0180
	19 藤ノ木小学校	421-8261
	20 山室小学校	421-2802
	21 山室中学校	423-1135
	22 太田小学校	421-6619
	23 堀川小学校	423-0179
	24 新保小学校	429-1786
	25 熊野小学校	429-1780
	26 月岡小学校	429-0204
第2次避難所	1 南部中学校	424-3617
	2 大泉中学校	425-4433
	3 堀川中学校	424-3646
	4 東部中学校	421-5395
	5 奥田中学校	441-3628
	6 芝園中学校	432-7700
	7 新庄中学校	421-5775
	8 藤ノ木中学校	493-1570
	9 山室中学校	421-5372
	10 興南中学校	429-0174
第3次避難所	1 月岡中学校	429-0208
	1 富山中部高校	441-3541
	2 富山高専	421-2925
	3 富山いずみ高校	424-4274
	4 富山高等専門学校	493-5402
	5 不二越工業高校	425-8304
	6 龍谷富山高専	441-3141
	7 富山県技術専門学院	451-8802
	8 富山第一高校	451-3396
	9 富山視覚総合支援学校	423-8417
10 富山南高校	429-1822	
避難所その他	1 旧安野屋小学校(体育館)	—
	総合体育館	444-6688
	2000年体育館	420-2000
	営農サポートセンター	429-4504

【避難所の体系】
災害時に危険を一時的に回避する避難場所として、広域避難場所を設けています。
災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所として避難所を設けています。
第1次避難所
災害発生時において第1次に開設する避難所
第2次避難所
第1次避難所に収容しきれない場合において開設する避難所
第3次避難所
第1次避難所、第2次避難所が収容しきれない場合において開設する避難所
その他避難所
第1次、第2次、第3次避難所を補完する避難所。



耐震診断を行って、耐震補強をしましょう!

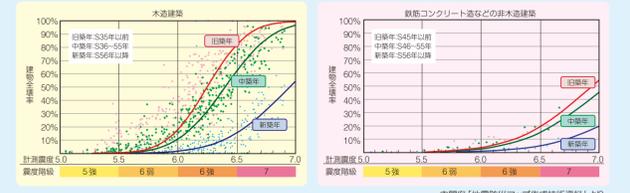
- 次のような項目に心当たりがある建物は、注意が必要です。
- 昭和56年以前に建てられている。*
 - 1階の一部が駐車場になっている。
 - 2階が建物の左右に片寄っている。
 - 平屋建てに2階を載せて増築している。
 - ドアあるいは窓の建て付けが悪く、枠と建具の間に大きな隙間が空いていたり、建具の開閉が思うようにならない。
 - モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
 - 屋根の棟あるいは軒先が波打っている。
 - 屋根や軒、床が傾いている。
 - 基礎や土台が腐食している(押してみたら)。
 - シロアリが浴室等から飛び出す。
- *昭和56年6月の建築基準法の改正により耐震基準が強化されました。



○測量法に基づく国土地理院長承認(複製R 6JHF 53)
○本製品を複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

地震による建物被害

- 阪神・淡路大震災では10万棟以上の建物が全壊し、多数の死者を出しました。古い家に住む高齢者の犠牲者が多かったのも重要な点です。
- 一般に、震度が大きくなるほど建物の倒壊率は高く、下のグラフに示すように、震度が6弱〜6強以上で建物の全壊率が急激に高くなる傾向にあります。
- この傾向は、昭和56年以前に建てられた古い木造住宅ほど高くなっています。



●昭和56年以前に着工した建物は、古い耐震基準のため、耐震性が劣る場合がありますので、耐震診断・耐震改修を行うことが重要です。